

Dance Movement Therapy (DMT)評価およびモデル改訂事業報告書
特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト

目次

- 1 はじめに
 - 1.1 背景
 - 1.1.1 人身売買の問題
 - 1.1.2 インドにおける人身売買
 - 1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の位置づけ
 - 1.3 報告書の構成
- 2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業とその評価事業の概要
 - 2.1 先駆的・モデル的な取り組みとしてのダンス・ムーブメント・セラピー事業
 - 2.1.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の実施概要
 - 2.1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の参加者
 - 2.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の概要
 - 2.2.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価方法
 - 2.2.1.1 実施期間
 - 2.2.1.2 実施場所
 - 2.2.1.2.1 ボイサール・ホーム
 - 2.2.1.2.2 スカーニャ・ホーム
 - 2.2.1.2.3 変更点
 - 2.2.1.3 リサーチ・デザイン
 - 2.2.1.4 実施対象者
 - 2.2.1.5 評価ツール
 - 2.2.1.6 評価者
 - 2.2.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価結果
- 3 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の今後の方向性
 - 3.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の実施による成果と課題
 - 3.1.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業実施による成果
 - 3.1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業実施上の課題
 - 3.2 今後のダンス・ムーブメント・セラピー事業への提言

(添付資料)

- ・写真

1 はじめに

本報告書は、平成27年度外務省国際開発協力関係民間公益団体補助金を得て、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト（以下、当団体）がインドのパートナー団体コルカタ・シャンブドと共同で、同団体が実施するリハビリテーション・サービスであるダンス・ムーブメント・セラピーの効果測定を実施した評価事業に対する事業報告書である。

当該事業は、外務省の補助金なしには実施することが困難であった。この場をもって、心より御礼を申し上げたい。

1.1 背景

1.1.1 人身売買の問題

人身売買は、人類史上最古のビジネスと言われており、個人の人権を最も損なう搾取である（Sen and Nair 2007）。その全貌を正確に把握するのは極めて困難だが、2012年の国際労働機関の報告によると人身売買を伴う強制労働に従事している人口は全世界で2,100万人と言われている（国際労働機関調べ）。このうち、人身売買の結果、性的搾取にあっている割合は450万人（22%）、児童性的人身売買被害にあっているのは約200万人、特に10歳から14歳の女兒が最も脆弱と言われている（国際労働機関調べ）。また、強制労働に従事している人たちの中には、支配の手段としての性的搾取の危機に日常的に晒されている人たちもおり、性的搾取を伴う人身売買の実態はもっと深刻であることが予測される。

人身売買の手段は実に巧みであり、労働機会や結婚を口実に騙され、買春宿等に売却されてしまった後に、強制的な性労働に従事させられるケースが多く報告されている。また、トラフィッカー（人身売買の加害者）は、顔見知りであることが多く、親族や近隣住民であったり、夫や婚約者だったりすることもある。

人身売買を伴う強制労働がもたらす年間利益は、全世界で1,500億ドルと言われている（2014年国際労働機関調べ）。うち、商業的な性的搾取は、990億ドル、全体の66%を占める利益額である。また、頻発地域を見てみるとアジア・太平洋地域がその全体利益の52%を占める。このように、人身売買は古くから存在している国際的な問題ではあるが、とりわけアジア・太平洋地域で深刻な問題であることが指摘されている。

このような大規模な人権搾取に対して、近年、国際社会の取り組みが盛んになってきている。2001年より、米国国務省は、各国の人身売買対策の評価報告書 **Trafficking in Persons (TIP)** レポートを発行している。その中で **3P**（訴追 **Prosecution**、保護 **Protection**、予防 **Prevention**）に焦点が当てられており、人身売買撲滅にはこれらの3つの角度からの総合的アプローチを取る必要があることが指摘されている。また、被害者を中心に置いたアプローチには **3R**（救助 **Rescue**、リハビリテーション **Rehabilitation**、再統合 **Reintegration**）（U.S. Department of State 2011）があり、人身売買被害者支援に関わる **NGO** は、それぞれの特性を活かし、これらの3つのうち1つ以上の分野に注力し活動している。

今回、当団体が外務省の平成27年度国際開発協力関係民間公益団体補助金の交付を受け、実施した評価事業は、リハビリテーション分野に該当し、人身売買被害者が社会復帰を目指すことを支援するために当団体がコルカタ・シャムドと実施した事業である。

1.1.2 インドにおける人身売買

インドにおいても、人身売買は法律で禁止されている。しかし、インド政府犯罪統計局（National Crime Records Bureau (NCRB)）によると、人身売買犯罪件数は年々増えてきている。2009年には2,848件だったが、2013年には3,940件に上昇したと報告されている¹。言うまでもなく、これは人身売買犯罪として正式に認定された数字に過ぎない。また、同公式統計によれば、8分間に一人の割合で子どもが行方不明になっており、2011年のみでも、35,000人の子どもが行方不明であると報告されている。このうち、西ベンガル州出身者は、11,000人以上と言われているが、実際に報告されているケースは30%も満たない（Peebles 2013）。

インドの人身売買の特徴として、貧困に直面する地域から都市への国内調達が多く報告されている。具体的には西ベンガル州やビハール州、ウッター・プラディッシュ州からマハラシュトラ州やデリーに売られるルートが有名である。また、隣国からの調達も顕著である。とりわけ貧困問題が深刻な隣国ネパールとバングラディッシュ出身者が国境を越えて人身売買被害にあっているケースが多く報告されている。

¹ 報告件数の増加が、実質的な発生件数の増加によるものなのか、あるいは、取り締まりが強化され以前は漏れていた情報が、犯罪として統計に表出されるようになったのかは不明である。おそらく両方の影響が考えられるが、かものはしやパートナー団体の活動からは依然として警察の取り締まりや司法制度の対応が限られていることを考えると、実質的な犯罪発生件数の増加は大きな要因と言えよう。

インドで人身売買被害が発生する背景には、貧困の蔓延のほかに、自然災害を機に農村人口が収入源を失ったり、主要な働き手を失った結果、成人男性だけでなく、女性や子どもが雇用機会を求めて農村を後にする、出稼ぎ者の増加があると言われている。そして、仕事を求めて出稼ぎを試みる過程で騙され人身売買被害に遭っているケースが多く報告されている。また、雇用機会が限定的な日常生活の中で、家庭内暴力や性的虐待など暴力に曝される日常が少なからず存在しており、そこから逃げ出すために家出した結果、国際的な人身売買ネットワークを介して売却されてしまうケースもある。

また、インドの農村部では、依然として女性蔑視の伝統的な価値規範を踏襲している地域が多く残っている。したがって、女性たちが家庭内暴力にあうことは決して特異なことではない。極端な場合、彼女たちが用無しとみなされた場合、動産として売却されるケースもある。そもそも結婚という誘惑を隠れ蓑に女性や彼女の家族を騙し、人身売買に至るケースもある。人身売買被害に遭った女性たちは、救出された後も様々な心身のトラウマを抱えている。伝統的な価値観が根強い社会においては、女性の性的な純潔さが極めて重視されており、人身売買被害に遭った女性に対して社会は冷酷である。ただでさえ心身の傷を抱えて帰還してきたところに、さらに追い打ちをかけるように偏見や蔑視の対象となる。社会の差別や偏見の対象になってしまう人身売買被害者に対するリハビリテーション・サービスは極めて限られている。また、構造上の問題もある。女性たちの社会復帰を期待して、レスキュー後収容されたシェルターにてカウンセリングや識字教育や職業訓練などを実施することがあるが、いずれも限定的な内容であることや十分なサービスを受ける前に別のシェルターに移されたり出身地に戻されたりするため、継続したサービスを受けにくい状況がある。このように、社会福祉や司法制度上の難しさに加えて、社会に存在する偏見のために、女性たちの心身の回復には依然として極めて多くの困難がある。したがって、リハビリテーション・サービスの早期充実化は、このセクターの急務な課題として認識されている。

1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の位置づけ

今回の評価事業は、既存のダンス・ムーブメント・セラピー・モデルの効果を科学的に検証し、同セラピーの発展および人身売買被害者を対象としたリハビリテーション・サービスのセクター全体の質および量の充実化を計るための基盤事業とする。

1.3 報告書の構成

本報告書の構成は、以下の通りである。第一章では、問題の所在・背景と今回の評価事業の位置づけおよび今後の展開について記した。第二章では、ダンス・ムーブメント・セラピー事業とその評価事業について記している。第三章では、評価結果を踏まえ、成果と課題について触れ、ダンス・ムーブメント・セラピー事業の今後の方向性について記している。

2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業とその評価事業の概要

2.1 先駆的・モデル的な取り組みとしてのダンス・ムーブメント・セラピー事業

ダンス・ムーブメント・セラピーは、1940年代にアメリカで開発された療法で、精神と肉体のつながりを重視している。これは、各種リハビリテーション・プログラムとは異なり、ダンスという身体の動きと心理という科学が融合した包括的な治療法である。ダンス・ムーブメント・セラピーは、個人に対するリハビリテーションでもあり、保健医療、教育、社会福祉の分野で集団に対するリハビリテーションとしても有効と言われている。過去の事例によれば、様々な心身的困難を抱える人々の鬱や恐怖症を軽減させ、生活の質を向上させ

る効果があることや、身体に対する自己肯定感を高めるなど、一定程度のリハビリテーション効果があることが報告されている（Koch et al. 2014）。

コルカタ・シャンプドは、ソヒーニ・チャクラボルティ氏を代表として2004年に団体として設立され、人身売買被害者を含む社会的脆弱層の心身の回復を目的としてダンス・ムーブメント・セラピー（Dance Movement Therapy）を提供してきた。過去10年間で、30パートナー団体との協働を通して、3,500回近くのダンス・ムーブメント・セラピー・セッションをインド、バングラディッシュ、ネパールの3ヶ国で開催し、7,000人の人身売買被害者のリハビリに直接的に貢献してきた。さらに、人身売買被害者に限定しない場合、コルカタ・シャンプドは全世界で188,000人以上の生活の質の向上に貢献している（コルカタ・シャンプド Saving Lives Through Dance 資料）。

2012年に当団体とパートナーシップを締結して以来、当団体の支援を得てコルカタ・シャンプドは、3つのシェルターにて人身売買被害者を対象にダンス・ムーブメント・セラピーを提供してきた。1拠点目は、トレーナーを育成後、セーブ・ザ・チルドレン・インドアの職業訓練所にて2013年、人身売買被害者の未成年女性10名を対象にダンス・ムーブメント・セラピーを提供した。そして、2014年10月から2015年4月まで同団体の職業訓練所で第2期生15名を対象にダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムを提供した。また同時期に、2拠点目となる西ベンガル州南24区にあるNGO HASUSのシェルターで第1期生13名に対してダンス・ムーブメント・セラピープログラムを実施した。3拠点目は、アメリカ・ワシントンDCに本部のある国際NGO インターナショナル・ジャスティス・ミッション（以下、IJM）と共同で、IJMが売春宿から救助した13名の人身売買被害者に対して、レスキューファンデーション内のシェルターで2014年5月～9月、同じモジュールを使ってダンス・ムーブメント・セラピーを提供するなど、いくつかのシェルターにおいて同時並行で、10名～20名をひとグループとした人身売買被害者を対象にダンス・ムーブメント・セラピーを提供してきた。

2014年に、当団体がコルカタ・シャンプドと共同実施したダンス・ムーブメント・セラピー参加者に対する聞き取り調査においても、自己肯定感が高まるなど一定程度のセラピー効果が報告された。したがって、より多くの被害者にダンス・ムーブメント・セラピーを提供することで、彼女たちの心身の再生と社会復帰に貢献することが期待できる。その一方で、ダンス・ムーブメント・セラピーは、客観的な評価指標の確立と第三者による効果測定が他の開発援助分野に比べて未発達であることが遠因となり、ダンス・ムーブメント・セラピーの大規模な普及に課題がある。その結果、被害者全体の心の回復は、ダンス・ムーブメント・セラピーが大規模に普及しているときと比べて進んでいないと考えられ、それが結果として被害者が円滑に社会へ復帰することの妨げになっていると考えることができる。そのため、当該事業では、心理学の専門家との協働により、汎用性がある既存の心理指標を用いてダンス・ムーブメント・セラピーの効果測定を実施することで、客観的にその効果を検証し、ダンス・ムーブメント・セラピーの普及に貢献することをひとつの目的としている。

2.1.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の実施概要

ダンス・ムーブメント・セラピーは、コルカタ・シャンプドが養成したトレーナー2人1組が、シェルター等の施設に赴き、2012年度当団体と共同開発した教科書に基づいて週1回2時間6か月間セッションを提供することを基本としている。現在トレーナーは15名おり、コルカタとムンバイで活動している。セラピー・プログラムは、ダンスだけでなく、アイコンタクトや表情などのコミュニケーションを行い、体を動かすセッションの合間に言葉を使って自己表現することも交えながら実施される。さらに、毎回のセッションでは、参加者の様子を1名のトレーナーが記録し個別の変化にも着目することで、強化項目を洗い出し心身のリハビリテーションにとって適切な効果があるとされるサービス・プログラムを提供している。一回当たりの参加者数は最大25名程度である。

2.1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の参加者

当団体が支援しているダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムに参加しているのは、政府あるいは民間のシェルターで生活する女性・子どもたちで、主に人身売買被害に遭った経験を持つ人たちである。コルカタ・シャンブドは、彼女たちの他にも、性暴力や家庭内暴力など様々な理由により、シェルターでの生活を余儀なくされている女性たちや貧困地域で生活する脆弱性の高い人たちにもダンス・ムーブメント・セラピーを提供し女性たちのエンパワメントをサポートしている。

2.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の概要

この項では、当該評価事業の概要について項目別に報告する。その前提として、今回のダンス・ムーブメント・セラピー事業評価の目的を確認しておく。前項にて記した通り、コルカタ・シャンブドは、人身売買被害者の回復に最も適しているダンス・ムーブメント・セラピーモデルの開発を続け、女性・子どもたちにサービスを提供してきた。これまでの聞き取り調査の結果からは、セラピーを受けた人に対して目に見える効果が報告されてはいるが、今回実施された評価事業は、これまでのような記述的な効果を科学的な手法を用いて検証することを目指した。具体的には、①科学的な方法を用いて客観的にダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムの効果を検証し、人身売買被害者の心の回復に対して有効なリハビリテーション・プログラムであるかを検証する、②心の回復を期待するダンス・ムーブメント・セラピーは、国際標準の心理検査ツールが検証する6つのトラウマ症状の項目のうち、どの部分を治癒することができるのかを知り、必要に応じて現在のダンス・ムーブメント・セラピー・モデルを再考する一つのきっかけとすること。

今回の評価事業を実施するにあたって、予測される困難があった。それは、人身売買撲滅支援セクターの特徴でもあるが、リハビリテーションを受ける人たちの流動性が高く、継続したサービスを提供しにくい状況にある点である。今回も、評価事業を開始してから離脱者が出てしまったため、もともと少なかったサンプル数がより縮小してしまった。この結果、要因分析やシェルター間比較を実施するに足るサンプル数に至らず、これらの分析を十分に行うことはできなかった。これは当該事業を実施するには大きな課題であり、リハビリテーション・セクター全般において信頼性のある事業評価を実施する際の障害になっていることも事実であることを予め指摘しておきたい。

2.2.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価方法

2.2.1.1 実施期間

当該評価事業は、2015年8月から2016年2月にインドのマハラシュトラ州と西ベンガル州のシェルターにて実施されたダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムの効果を測定している。これに応じて、第一次調査（T1）（プレ効果測定）・第二次調査（T2）（中間地点効果測定）・第三次調査（T3）（ポスト効果測定）がそれぞれ7月、11月、2月に実施された。そして、2016年2月の末に開催された報告会にて一連の調査結果が、人身売買被害者のリハビリテーションで活動をしている政府関係者、NGO関係者、財団関係者に対して共有された。

当初、ダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムは、2015年7月から2016年1月の6ヶ月間での実施、また、これに伴い、プレ効果測定を6月、中間地点効果測定を11月、ポスト効果測定を12月に予定していた。しかし、コルカタ・シャンブドとシェルターを所有するNGOの交渉・調整が想定していた以上に困難であったこと、シェルターに滞在していた被害者の多くが出身地域に帰還してしまったことでダンス・ムーブメント・セラピーを受ける対象者が減少してしまったという理由により、実施場所を確定するのに時間を要し

た。結果的には、当初予定していたマハラシュトラ州と西ベンガル州内ではあるが、効果測定を実施するシェルターの変更を余儀なくされ、測定実施時期をひと月づつ遅らすという2点の変更があった。

2.2.1.2 実施場所

2.2.1.2.1 ボイサール・ホーム

ボイサール・ホームは、レスキュー・ファンデーション²が運営するマハラシュトラ州タネ市のシェルターで、人身売買被害者の保護と養護を目的に建設されたものである。このシェルターは、ムンバイから85キロメートル北側の26ヘクタール（8万坪弱）の広大な田園地帯にある。敷地は区画されており、女性たちは、人身売買被害者棟、精神病患者棟、HIV/AIDS感染者棟などに分かれて収容されており、それぞれの住居者が必要なケアを受けられるように配慮されている。また、2011年には同敷地内にトレーニング・センターが建設され、教育や職業訓練を実施する空間となっている。

7月末の第一次調査時点では、ボイサール・ホームには100名の女性が入居していた。このうち、95名が人身売買被害者であった。レスキュー・ファンデーションが運営するボイサール・ホームは、政府シェルターよりは幾分資源に恵まれているものの（ボイサールには、3人の保健医療関係者がいる（医者、看護師、カウンセラー））、被害者の精神状態に求められているレベルのケアを団体内で賄うのは不十分である。そのため、別のNGO（IJMなど）に一部のカウンセリング機能を外注している。ただし、IJMはレスキュー・ファンデーションに収容されている女性全員を対象にカウンセリングを実施しているわけではなく、あくまでもIJMがレスキューに関わったクライアントが主要で、必要に応じて別の団体やルートでレスキューされた人身売買被害者へのカウンセリングも行っている。

2.2.1.2.2 スカーニャ・ホーム

スカーニャ・ホームは、西ベンガル州政府が運営するコルカタ市街地に位置する公的シェルターで、人身売買被害者だけでなく性暴力の被害にあった女性も入居している。2015年7月時点の入居者は、101名でいずれも18歳未満の女性であった。調査者によれば、3階建ての建物で暮らす入居者の多くは、家庭内暴力や性的暴力の被害者であり、101名の中には、2名の精神疾患患者と4名の聴覚障害者の女性が含まれていた。また、入居者101名のうち、35名が人身売買被害者である。スカーニャ・ホームには80ベッドしか存在していないため、1人につき1つのベッドを用意することができず、女性たちはベッドをシェアしなくてはならない状態にある。スカーニャ・ホームの職員によれば、このような収容者数の増加は、最近の課題である。

当該シェルターには、収容施設としての機能があるだけでなく、ボイサール・ホーム同様、職業訓練や心身のケアに関するサービスを提供している。しかし、様々な制約により、実態は必ずしも十分なものではない。特に政府施設は、資源が限られていることもあり、定期的なカウンセリングが不足しているだけでなく、一度もカウンセリングを受けた経験が無い被害者も多い。また、職業訓練も散発的であり、職業獲得に至るような継続的な技術の習

²レスキュー・ファンデーションは、売春宿から人身売買被害者をレスキューすることを専門に2000年にムンバイで設立されたNGOである。ムンバイを筆頭に4つのシェルターを有し（うち1つは現時点で建設中）、マハラシュトラ州政府および警察から厚い信頼を得て精力的な活動を実施している。ムンバイに100人を保護することができる短期シェルター（平均滞在1年未満）、タネに100人を保護する長期シェルター、ブネに40人を保護するシェルターを有している。今回の事業実施地であるタネのシェルター（以下、ボイサール・ホーム）には、レスキュー・ファンデーションがレスキューした被害者のほか、IJMなど他のレスキューNGOや警察によってレスキューされた被害者も保護されており、政府シェルターよりも環境が整っているため、常に収容可能人数以上の被害者を受け入れている。

得には不十分な場合も多い。先述の心身の障害を持つ女性は、住居の提供を受けてはいるが、それ以上のサービスは得ていない。

スカーニャ・ホームの心理的ケアについては、二人の心理カウンセラーがボランティアとしてカウンセリングに当たっている。これらのカウンセラーは2つの異なった NGO より派遣されているが、残念ながら定期的なサービスではないことが課題である。

2.2.1.2.3 変更点

助成金を申請した当時、当団体は、コルカタ・シャンブドと共に、レスキュー・ファンデーションのムンバイ・シェルターと西ベンガル州の NGO HASUS が経営するシェルターの2つを調査地として想定していた。しかし、ダンス・ムーブメント・セラピー実施が確定する直前にコルカタ・シャンブドと当該シェルター間の調整が行われ、結果的にレスキュー・ファンデーションのタネ・シェルター（ボイサール・ホーム）とコルカタ市街にある政府シェルター（スカーニャ・ホーム）で実施することになった。変更の背景には、冒頭で述べたように、NGO 間の調整に課題があったことやシェルターに滞在していた多数の被害者が出身地域に帰還する事態が発生したことがあった。

2.2.1.3 リサーチ・デザイン

当該事業で実施する評価のリサーチデザインは、以下の3点³に集約される。

- 1 **Pretest（第一次調査 T1） - Mid-point test（第二次調査 T2） - Posttest（第三次調査 T3）**：ダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムに参加する前の被害者の心理状況とプログラム途中地点、および参加後の心理状況の変化をモニタリング、分析する。この効果検証法によって、プログラムに参加した被害者個人に、どのような変化が見られるかを時系列的に検証することで、ダンス・ムーブメント・セラピーの効果の時系列的インパクトを評価することができる。
- 2 **Treatment Group (TG) vs Control Group (CG)**：ダンス・ムーブメント・セラピーに参加した被害者 (TG) とダンス・ムーブメント・セラピーに参加しなかった被害者 (CG) を比較する。両者いずれにとっても意図的な不都合が生じないように調査倫理には特に配慮し、同一シェルター内で、ダンス・ムーブメント・セラピーを受講している被害者と次の6か月にダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムに参加する予定になっている待機者リストに入っている被害者の比較を行うことで、ダンス・ムーブメント・セラピーの効果を測定する。
- 3 **Two Settings**: 2つの異なる環境で実施されている同一内容のダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムを比較分析する。この分析を通して、どのような条件がダンス・ムーブメント・セラピーのリハビリテーション効果発現にとっての誘発・阻害要因となっているのか検証する。

2.2.1.4 実施対象者

今回のダンス・ムーブメント・セラピー効果測定に参加した人は50名（第一次調査時点）である。特筆すべき点は以下の通りである。

- ムンバイは、トリートメント・グループ (TG) 15人、コントロール・グループ (CG) 15人、計30人である。
- コルカタは、TG10人、CG10人、計20人である。

³当初、リサーチ・デザインの3つ目の柱として二拠点比較を予定していたが、サンプル数が少ないことや比較を前提として選出していたシェルターとは異なったところで調査を実施することになったため、今回の効果測定では、シェルター間比較は参考程度に留めた。

- 年齢は12歳から20歳まで。80%が18歳未満である。
- バングラディッシュ出身者は全体の38%である。
- インド出身者の中で、西ベンガル州が占める割合は38%である。
- 既婚者は38%である。
- 教育水準は「初等教育以下」が60%を占める。
- 全体の68%が「(他人に)騙された」と認識している。
- 人身売買被害にあった女性は86%、残りの14%は性的虐待被害者(人身売買を伴わない)である。
- パートナー(夫もしくはボーイフレンド)が加害者である女性は34%である。
- 家族(夫もしくは親戚)が加害者である女性は42%である。
- 搾取された環境に身を置いた期間は1ヶ月から78ヶ月と幅広く、平均して14ヶ月である。搾取期間が6ヶ月以下は42%と一番多いが、12ヶ月以上も32%と決して少なくない。
- シェルター滞在期間は1ヶ月から60ヶ月と幅広く、平均して11ヶ月である。

なお、第一次調査時点で調査に参加した人数は50名であったが、途中それぞれのシェルター・ホームからの転出⁴により2月の最終調査時点まで調査に参加したのは合計43名だった。内訳は、ムンバイではCGとTGからそれぞれ3名ずつ転出し、それぞれ12名になり、コルカタでは、CGから1名転出し、CG9名、TGは10名だった。なお、転出した人たちに特徴的な傾向はみられなかった。したがって、当該事業の分析結果(2.6.2)は、基本的に43名のサンプルをもとに報告している。

2.2.1.5 評価ツール

当該事業では、アメリカの退役軍人⁵や暴力を受けた子ども等に向けて開発された国際的な心理アセスメント・ツール「Trauma Symptom Checklist for Children (TSCC)」を評価指標として用いる。TSCCは、Briere (1996)によって、子どもの虐待やトラウマ体験の心理的影響を測定する目的で開発された心理指標である。対象年齢は8歳から16歳で、54の設問の自己回答による調査票は記入形式を要するため、わかりやすい表現で記されている。今回の調査では、被験者の中に識字力が無い女性もいたこと、自己回答ができるレベルの集中力を持続するのに困難を抱える女性が多いこと、またTSCCが対象とした年齢層よりも年長者がいたことを指摘しておく必要がある。その結果、TSCCマニュアルで推奨されている方法に若干の調整を行った。具体的には、調査者が質問票を現地語を用いて翻訳し読み聞かせ、被験者がそれに口頭で答えるという形式を採用した点と該当年齢以上の女性を被験者としたことである⁶。

ダンス・ムーブメント・セラピーの効果を計る指標として、TSCCを利用した理由は、第一に、トラウマ症状を計るのに広く使われている国際的標準指標であること、第二に、データ収集から分析まで比較的平易に扱えること、第三に、不安、抑うつ、怒り、心的外傷後ストレス、解離、性的関心(性的な思考や感情で、通常期待されるよりも早期に、もしくは通常よりも頻繁に起こるもの；性的葛藤；性的刺激に対する否定的反応；性的に搾取されるという恐れ)の6つの側面に関するトラウマ症状を計測することができるとされていることが挙げられる。これらは、人身売買被害者を対象とした現行のダンス・ムーブメント・セラピー・モデルが心の回復を促すテーマ区分としている側面⁷を一定程度カバーするものであ

⁴ いずれもシェルターを転出した理由は、出身地への帰還によるものだった。

⁵ こちらは成人用 Trauma Symptom Checklist (TSC-40)。

⁶ したがって、標準化に関わる解釈には、十分な配慮が必要である。

⁷ 具体的には、自己イメージ、怒りのコントロール、不安な気持ち、自己の言語化・表現化、人間関係の構築について、長期的な視点。

たため、我々はその変化を測定するには最も適切な心理アセスメント・ツールであると考えた⁸。

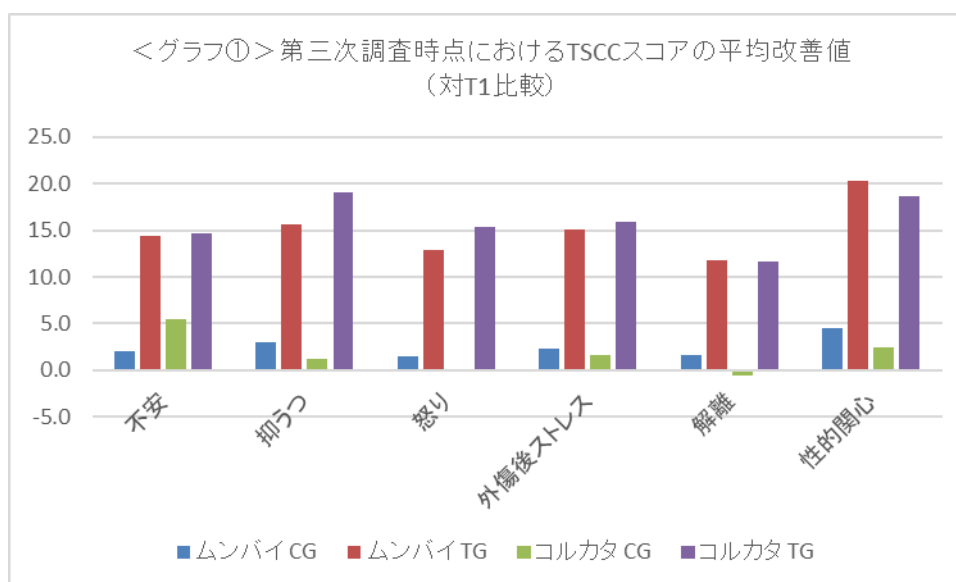
2.2.1.6 評価者

今回の評価事業には、コルカタ・シャンブド側から4名、外部のコンサルタントとして心理学者1名、当団体から1名が参画した。調査設計はコルカタ・シャンブドから2名、心理学者1名、当団体から1名の計4名を軸に実施され、調査は心理学者主導で2名のリサーチアシスタントと共に実施された。

2.2.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価結果

今回の評価事業結果から以下の点が明らかになった。

- ① ダンス・ムーブメント・セラピーを受けた人身売買被害者は、TSCCすべての項目（不安、抑うつ、怒り、心的外傷後ストレス、解離、性的関心）において、状態の改善が見られた。以下のグラフ（グラフ①）は、第一次調査時点のTSCCスコアと第三次調査時点のTSCCスコアの変化の平均値を各指標ごとに算出したものである。ダンス・ムーブメント・セラピーを受けた人たちは、最小11.6ポイント（解離、コルカタ）から最大20.2ポイント（性的関心、ムンバイ）の改善が見られた。また、ダンス・ムーブメント・セラピーを受けた人（TG）と受けなかった人（CG）の変化を比較した場合、平均すると、TGは、CGと比べて、第三次調査時点で9.3ポイント（不安、コルカタ）から最大17.8ポイント（抑うつ、コルカタ）の改善が見られた。また、個別のケースに関しては、最大33ポイント（性的関心、コルカタ）の改善が見られた者もいた。第三次調査時点でTGとCGの平均値を比較した場合、ムンバイでは、怒りと性的関心を除く4つの項目で、コルカタでは、すべての項目で統計的に有意な違いが報告された。TGのトラウマ症状の改善が統計的にも示唆されたことになる。

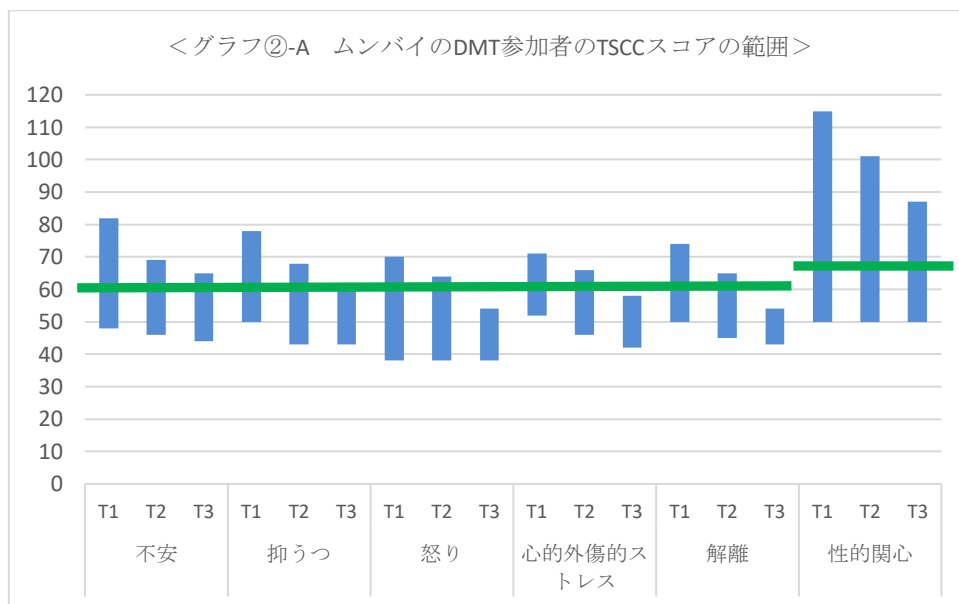


- ② グラフ②AとBは、三回の調査時点においてムンバイとコルカタでそれぞれ観測したダンス・ムーブメント・セラピー参加者（TG）のTSCCスコアの分布範囲である。TSCC

⁸ TSC-40（成人用）という選択肢もあったが、今回の評価事業の参加者の年齢分布や評価指標が取り上げる項目から判断するといずれの選択肢も同じような条件だったが、TSCCの方が質問形式が文章で書き記されておりTSC-40の単語のみ表記されている形式と比較すると調査者にとっても回答者にとっても解りやすかったことがTSCCを最終的に選択する理由になった。

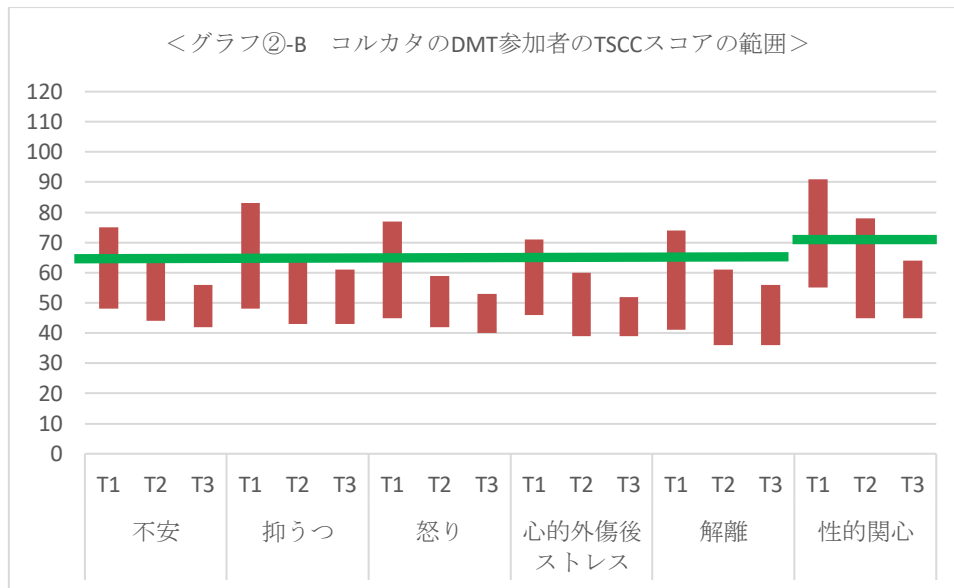
は、標準化データと比較によれば⁹、65以上である場合、臨床的な介入を必要としている可能性があるとして規定されている（ブリア・西澤、2012、17ページ）¹⁰。この基準（緑線）に則れば、第一次調査時点では、介入を必要とする臨床値に達している人たちが、複数の指標にまたがって存在していたことが伺える。ダンス・ムーブメント・セラピーを3か月、6か月と継続してく段階で、全体として分布の範囲が臨床値以下の範囲内に収まる傾向が見られた。この背景には、当初高い数値を観測していた人たちのTSCCスコアが時系列的に見ると減少したことが示唆される。第三次調査時点では、ムンバイでは性的関心を除く5項目、コルカタでは6項目すべてで、ダンス・ムーブメント・セラピー参加者全員が臨床値を下回った。

ダンス・ムーブメント・セラピー参加者（TG）と非参加者（CG）の比較（グラフ①）および三回にわたるTGの時系列データ解析（グラフ①および②）の結果から、今回の調査に参加した人身売買被害者にとって、ダンス・ムーブメント・セラピーはトラウマ症状の軽減に対して効果があることが報告された。



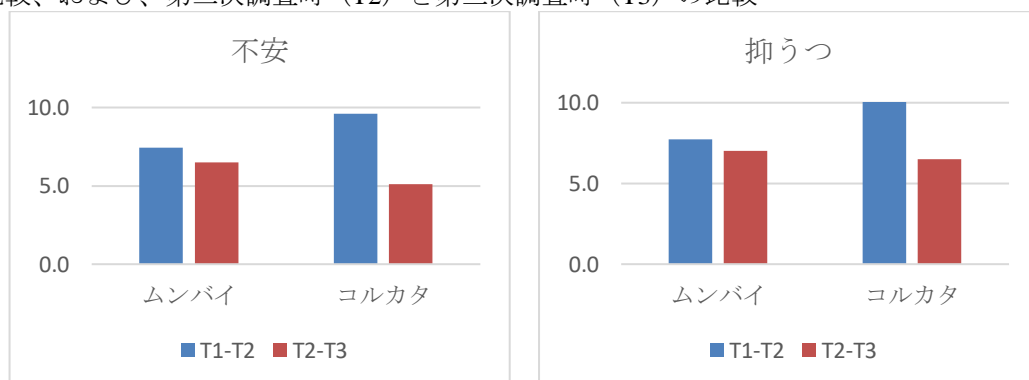
⁹ 標準化データは、TSCCが開発されたアメリカ合衆国の8歳から16歳を対象にしており、今回の評価事業の対象となった対象地域や年齢とは若干異なる。その結果、インドの文脈においては、臨床基準値等が若干異なる可能性がある。したがって、標準値との比較はあくまでも参考程度に留め、解釈にあたっては十分に注意する必要があるだろう。

¹⁰ TSCCは、「T値は標準化の手続きによって各尺度の素点を、平均が50で標準偏差が10となるように変換した値である。（中略）T値が65以上である場合、臨床的に意味がある（臨床的な介入を必要としている可能性があるということ。）と判断していいだろう。T値が60から65の範囲にある場合には、その尺度に関して何らかの困難性を抱えている可能性を示唆しており、おそらく準臨床レベル（しかし重要な意味を持つ）の症状があると見てよかろう。」なお、「性的関心」に関しては、「臨床的に意味があると判断する基準値を70に設定している。」（ジョン・ブリア著、西澤哲訳『子ども用トラウマ症状チェックリスト（TSCC）専門家のためのマニュアル』、金剛出版、2012年、17ページ。）

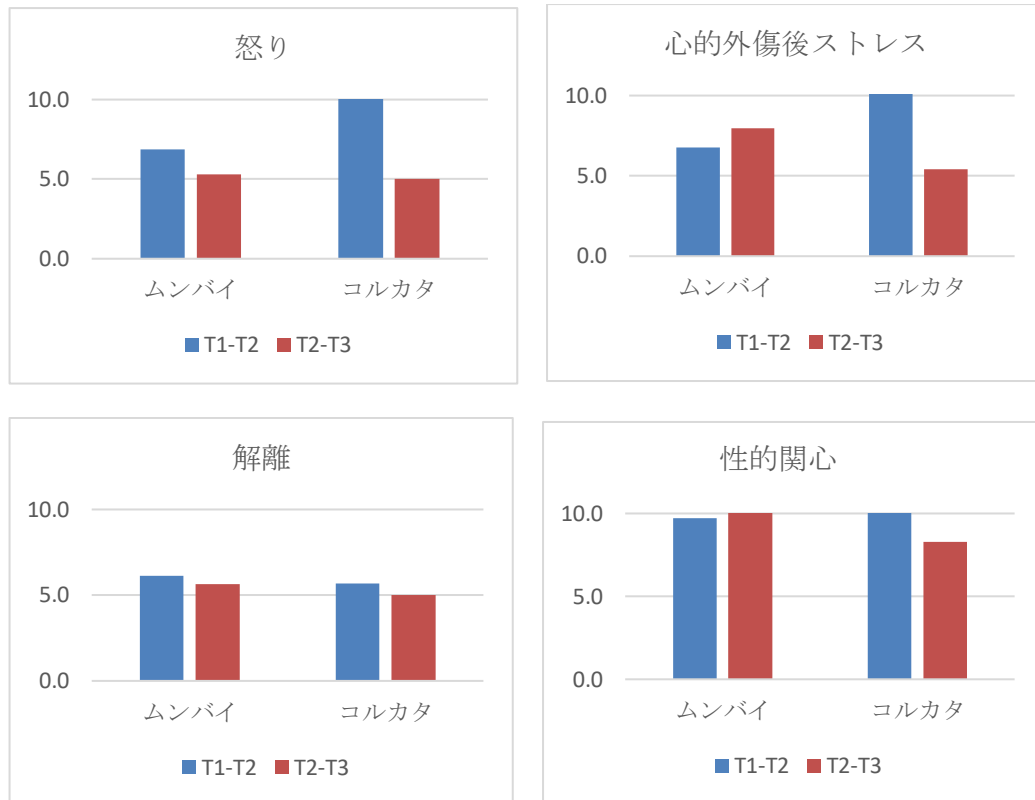


- ③ 今回の評価事業では、三回の調査を実施したが、グラフ③にある通り、ダンス・ムーブメント・セラピーの効果は、第二次調査時点で既に確認され始めた。つまり、ダンス・ムーブメント・セラピーを受けた人のTSCCスコアを検証したところ、プログラム開始後3か月¹¹でTSCCすべての項目について一定程度の効果が確認されることが解った。この結果は、流動的な人口であるシェルター居住の人身売買被害者にとって好意的な結果と言える。なぜなら、ダンス・ムーブメント・セラピー・プログラムが修了する前に出身地に戻るなどの理由で転出することになった場合でも、一時的にでもダンス・ムーブメント・セラピーに参加することで、一定程度のトラウマ症状の回復が期待できることが解ったためである。

＜グラフ③＞ 項目別平均TSCCスコアの改善値：第一次調査時（T1）と第二次調査時（T2）の比較、および、第二次調査時（T2）と第三次調査時（T3）の比較



¹¹ ダンス・ムーブメント・セラピーのトレーナーによれば、6か月の講習は3つに分かれている。最初の2ヶ月で自己イメージ（Self Image）を取り上げ、次の2ヶ月で怒りの自己制御（Anger Management）を扱い、最後の2ヶ月でコミュニケーション（Communication）を扱う。トレーナーによれば、3-4か月目がダンス・ムーブメント・セラピーの山場であり、その後のセラピー効果の深度に関わるそうだ。今回の評価事業では、3か月目に第二次調査を実施したこともあり、自己イメージに注力した期間を終え、怒りの自己制御について参加者たちが取り組み始めていた時期であった。



- ④ 第二次調査から第三次調査の期間にもトラウマ症状の改善が報告された。つまり、ダンス・ムーブメント・セラピーの効果は、初期の改善で頭打ちするのではなく、その後も継続してセラピーを受けることで状態の改善が見られ、6か月という期間の中でより安定した心理的状态に至る可能性があることが解った。ただし、グラフ③に見られるように、ムンバイにおける心的外傷後ストレスと性的関心を除くすべての項目において初期3か月により多くの TSCC スコアの改善が見られた。これは、ムンバイ、コルカタいずれのシェルターでも共通している傾向であった。
- ⑤ 全般的な傾向として、2つのシェルターで実施されたダンス・ムーブメント・セラピーの効果に違いは見られなかった。しかし、グラフ③を更に一步読み込んでみると、初期の3か月のダンス・ムーブメント・セラピー効果は、コルカタにおいてより大幅な改善数値が報告された¹²。
- ⑥ ムンバイとコルカタを比較した際に、特に際立った違いが報告されたのは、性的関心に対するとらわれである。双方で極めて高い数値が報告されたが、とりわけムンバイで高い数値を記録した人がいたことがグラフ②-Aから伺える。この背景には長期におよぶ搾取期間やシェルターでの滞在期間等との関係性が推測される。

3 ダンス・ムーブメント・セラピー事業の今後の方向性

3.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業の実施による成果と課題

¹² ただし、2.2.1.3 リサーチ・デザインの脚注で記載した通り、シェルター間比較は因子分析に必要なサンプル数に満たなかったため、今回の二拠点比較の結果は参考程度とする。

およそ 10 カ月間におよぶ今回の評価事業の成果と課題は、コルカタ・シャンブドの事業報告書および調査報告書に加えて、2016年2月22日にムンバイで開催されたダンス・ムーブメント・セラピー・コンサルテーション会議にて共有された。本会議には、評価事業に参画したレスキュー・ファンデーション、IJM、コルカタ・シャンブド、当団体関係者のほかに、ムンバイ周辺で各種リハビリテーション事業に参画している政府関係者、NGO、財団関係者計 20 名が出席した。当日は、今回の評価事業の結果の共有のほかに、ダンス・ムーブメント・セラピーの実体験や小グループに分かれて活発な議論が繰り広げられたディスカッション・セッションを含む参加型の会合となった。この項では、今回のダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業を実施したことによって明らかになった成果と課題について言及し、今後のダンス・ムーブメント・セラピーの発展に向けて考える。

3.1.1 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業実施による成果

今回の評価事業には、多くの成果があった。第一点目は、上述したように、ダンス・ムーブメント・セラピーが心理状態の改善に極めて効果があることが心理アセスメント・ツールを用いた実証的調査においても証明されたことである。これまで、人身売買被害者を対象としたリハビリテーション・セクターでは、科学的な方法論による効果測定を実施することなく、カウンセリングを提供したり、美術や音楽療法や裁縫・識字教育などを実施してきた。そして多くの場合そのサービスの質は、NGO などサービス提供者の記述的な報告やシェルター監督者に対するインタビューに依拠していた。今回、リサーチ・デザインを踏まえてデータ収集を実施したこと、また、国際基準の心理アセスメント・ツールを用いて計量的な分析を試みたことは、インドで人身売買被害者を対象としたリハビリテーション事業を行うセクターでは初の試みであり、コンサルテーション会議の参加者の関心の高さからもセクター全体に対するインパクトは非常に大きいと言える。

二点目として、コルカタ・シャンブドの発展がある。当初、NGO 間の調整が上手くいかず調査地が変更するという事態が発生したが、その後、コルカタ・シャンブド代表のチャクラボルティ氏の尽力とムンバイ側ではレスキュー・ファンデーションおよび IJM、コルカタ側ではスカーニャ・ホームの協力により連携が軌道に乗った。当団体とコルカタ・シャンブドは、これまでも良好なパートナーシップ関係を築いてきたが、今回の評価事業には 2 団体のほかに、レスキュー・ファンデーションと IJM との連携がムンバイ側で必要であった。コルカタに拠点を持つコルカタ・シャンブドにとってはなかなか難易度が高い遠方からの提携事業ではあったが、トレーナーのほか、代表やプロジェクトマネージャーをはじめとする団体の総力で見事連携事業を達成した。これは、現在コルカタ・シャンブドが成長過程におり、今後ますます国内外で活動の幅を広げていく際の大きな布石となると思われる。当団体は、パートナー団体の主体性と団体の成長を大切にしているため、評価事業の達成を通して、コルカタ・シャンブドの団体としての成長にも貢献できたと自負しており、その意味でも両者にとって大きな成果と考えている。

3.1.2 ダンス・ムーブメント・セラピー事業評価事業実施上の課題

今回の評価事業では、当初から予期していた通り、転出等の理由で途中で調査からドロップアウトした人たちがいた。第一次調査時点で個人の属性についても聞き取り調査を実施したが、サンプル数が少ないことが主な原因で多変量解析が不可能であった。そのため、個別要因を抽出することができず、残念ながら、今回は出身地や年齢などの属性や搾取期間、滞在期間、あるいは加害者との関係性などとの相関まで踏み込んだ分析ができなかった。

今後、定期的に同じような調査を重ねデータを収集することでサンプル数を増やし、効果の一般性について分析を続けることが期待される。また、どのような属性要因や環境変数¹³がダンス・ムーブメント・セラピー効果と相関関係があるのかなど、より踏み込んだ分析を行うことが期待される。さらに、今回報告されたダンス・ムーブメント・セラピーの効果に持続性や再現性があるのかを引き続き検証していくことも今後の課題としたい。

3.2 今後のダンス・ムーブメント・セラピー事業への提言

昨今、海外ドナーの間で科学的評価方法に対する関心が高まっており、サービスを提供する団体や中間支援団体は、国際基準の客観性や科学性を重視するドナー言語を理解し、その土俵でコミュニケーションを取る必要性が高まってきている。そのような環境の変化に伴い、人身売買被害者にとって効果的で充実したリハビリテーションを提供していくためには、NGOも確固としたデータをもってコミュニケーションを行っていく必要がある。当団体、および、コルカタ・シャンブドは、今回の評価事業を通してその先陣を切ったことで、人身売買被害に遭ってしまった一人でも多くの女性たちが、適切なリハビリテーション・サービスを受け、より早く社会に復帰できるようにセクター全体のリハビリテーション・プログラムを質・量ともに充実化させていくための最初のスタートを切れたと言える。これは、コンサルテーション会議の中でも参加者より指摘され、また評価された点でもあった。それゆえ、今回の評価事業はリハビリテーション・セクター全般にとっても極めて重要な一歩であった。

今回の評価結果は、まだ予備的なものではあるが、概ねダンス・ムーブメント・セラピーの効果を確認されたことで、今後の更なる発展が期待される。引き続き調査を続け、各項目のリハビリテーションの程度を検証する一方で、各種属性との相関関係を明らかにし、必要に応じて現行のダンス・ムーブメント・セラピー・モデルを更新することも検討できるのではないかと思料する。

参考文献

- Bernstein, P. 1979. *Theoretical Approaches to Dance Movement Therapy*. Volumes I. Dubuque, Iowa: Kendall/Hunt Publishing.
- Brie, J. 1996. *Trauma Symptom Checklist for Children (TSCC) Professional Manual*. Psychological Lutz, Florida: Assessment Resources, Inc.
- Dibbell-Hope, S. 2000. "The Use of Dance Movement Therapy in Psychological Adaptation to Breast Cancer." *The Arts in Psychotherapy*, 27 (1): 51-68.
- International Labour Organization. "Statistics and Indicators on Forced Labour and Trafficking." <http://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/policy-areas/statistics/lang--en/index.htm> Last accessed on February 25, 2016.
- International Labour Organization. "Forced Labour, Human Trafficking and Slavery." <http://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/lang--en/index.htm> Last accessed on February 25, 2016.
- Koch, S.C. (Unpublished) "Effects of Dance Movement Therapy and Dance on Health Related Psychological Outcomes: Meta Analysis."
- Navarre, D. 1982. "Posture Sharing in Dyadic Interaction." *American Journal of Dance Therapy*, 5(1): 28-42.
- Peebles, Graham. 2013. "Trafficking of children and women in India." <http://www.redressonline.com/2013/09/trafficking-of-children-and-women-in-india/> Last accessed on February 25, 2016.

¹³ 例えば、他のリハビリテーション・サービスの有無、帰る場所の有無などとの相関分析。

- Ritter, M., & Low, K. G. 1996. "Effects of Dance/Movement Therapy: A Meta-Analysis." *The Arts in Psychotherapy*, 23(3): 249-260.
- Rosberg-Gempton, I., & Poole, G. D. 1992. "The Relationship Between Body Movement and Affect: From Historical and Current Perspectives." *The Arts in Psychotherapy*, 19(1): 39-46.
- U.S. Department of State. 2011. *The 3Ps: Prevention, Protection, Prosecution*.
<http://www.state.gov/documents/organization/167334.pdf> Last accessed on March 1, 2016.
- ジョン・ブリア・著、西澤哲訳『子ども用トラウマ症状チェックリスト（TSCC）専門家のためのマニュアル』、金剛出版、2012年。